

第4章 高齢者(65歳以上)の支援

- 第1節 経済面のサポート
- 第2節 障害や難病がある人の支援
- 第3節 日中の活動を支える
- 第4節 暮らす場所を考える
- 第5節 相談窓口・権利を守る

団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和7(2025)年に向け、要介護者や認知症高齢者、高齢者のみ世帯や独居高齢者は増加していきます。こうした中、三原市の人口は減少する一方で、高齢化率35%を超えるなど、全国や広島県の動向よりも早く高齢社会を迎えています。

高齢者を支える地域資源には、医療サービスや介護保険サービス、その他福祉サービス等があります。この章では、年齢を重ねても住み慣れた地域で暮らし続けるための高齢者を支える地域資源について紹介します。

第1節 経済面のサポート

① 医療費の自己負担を軽減する

1) 限度額適用認定証(70歳以上)

市民税が非課税などの低所得者は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請(70頁)することにより、入院時の食事の自己負担額が軽減されます。

詳しくは第3章を参照してください(68頁)。

2) 高額医療・高額介護合算療養費制度(高額医療合算介護サービス費)

詳しくは185頁を参照してください。

3) 自立支援医療(更生医療)

詳しくは第3章を参照してください(72頁)。

4) 自立支援医療（精神通院）

詳しくは第3章を参照してください（72頁）。

5) 重度心身障害者医療費

詳しくは第3章を参照してください（72頁）。

6) 特定疾病療養費

詳しくは第3章を参照してください（72頁）。

7) 被爆者健康手帳

原子爆弾による被爆者であることを示す証明書であるとともに、被爆者の健康状況を記録しておくものです。被爆者が病気やけがなどで病院を受診する際、この手帳を健康保険の被保険者証とともに、都道府県知事が指定した医療機関等に提示することで、診察、治療、投薬、入院費が無料になります。

被 爆 者	(1) 直接被爆者	原子爆弾が投下された際、直接被爆した人
	(2) 入市者	原子爆弾が投下されてから2週間以内に、救援活動、医療活動、親族探し等のために、爆心地から約2kmの区域内に立ち入った人
	(3) 救護・看護・死体処理に従事した人等	原子爆弾が投下された際、又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった人。例えば、被災者の救護、死体の処理などをされた人
	(4) 「黒い雨」に遭った者	次の1及び2のいずれにも該当する人 1 次の要件のいずれにも該当する人 (1) 黒い雨を浴びた、黒い雨で服が濡れたなど、黒い雨に遭ったことが確認できること。 ※申請者の個々の状況を踏まえ、黒い雨に遭ったことが否定できない場合は、黒い雨に遭ったものとみなして取り扱う。 (2) 黒い雨に遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況等が「原告」と同じような事情があったと確認できること。 2 健康管理手当の認定要件となる11種類の障害のいずれかを伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）にかかっている人
	(5) 胎児	上記の(1)から(4)に該当した人の胎児だった人で昭和21年5月31日までに出生した人
窓 口	三原市社会福祉課または県庁被爆者支援課（☎082-513-3116）	

② 手当・年金等

1) 特別障害者手当

詳しくは第3章を参照してください (75頁)。

2) 三原市重度心身障害者介護手当

詳しくは第2章を参照してください (75頁)。

3) 心身障害者扶養共済制度

詳しくは第3章を参照してください (75頁)。

4) 医療費控除

詳しくは第3章を参照してください (75頁)。

5) 原爆被爆者手当

被爆者健康手帳を持っている人に対して、その生活や福祉に役立てるために毎月支給される手当です。手当の種類と金額については下記のとおりです。

種 類	対 象 者	金 額
医療特別手当	原爆を原因とする傷病の状態にあると厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人 (認定被爆者)	月 141,900 円
特別手当	原爆を原因とする傷病の状態にあると厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人	月 52,400 円
原子爆弾小頭症手当	原爆の放射能を原因とする小頭症患者	月 48,840 円
健康管理手当	次の 11 の病気いずれかにかかっている人 1 造血機能障害 2 肝臓機能障害 3 細胞増殖機能障害 4 内分泌腺機能障害 5 脳血管障害 6 循環器機能障害 7 腎臓機能障害 8 水晶体混濁による視機能障害 9 呼吸器機能障害 10 運動器機能障害 11 潰瘍による消化器機能障害	月 34,900 円
保健手当	爆心地から 2 km 以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	月 17,500 円
	上記の人で、原爆が原因で身体上に一定の障害や傷痕などのある人や 70 歳以上の身寄りのない単身生活者	月 34,900 円
介護手当	費用介護 原爆の影響による精神上または身体上の障害のために、費用を支出し介護を受けている人	(重度) 月 105,560 円以内 (中度) 月 70,360 円以内
	家族介護 原爆の影響による重度の精神上または身体上の障害のために、費用を支出しないで家族等の介護を受けている人	月 22,280 円

※金額は令和4年度の支給額

6) 毒ガスの手当て

毒ガス障害者の方の生活や福祉に役立てるために支給される手当てです。

毒ガス障害者の方の援護では、手当のほかに健康診断や医療費の支給などが整備されています。詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。（表中の※は別途条件あり。）

種類	対象者	支給額（月額）
特別手当	毒ガス等の影響を強く受け、ガス障害が重篤であると認められる方	104,860 円
医療手当	特別手当の支給を受けている方で、ガス障害に係る療養を受けた方	37,420 円 ※ 34,970 円 ※ 34,970 円～37,420 円 ※
健康管理手当	毒ガス製造所などにおける被曝状況などを総合的に考慮した上で支給が決定された方	34,970 円
保健手当	過去に特別手当又は健康管理手当の支給を受けたことがある方で、ガス障害の再発の恐れのある方	17,540 円
介護手当	ガス障害の影響で介護を要する状態にあり、介護を受けている方	105,560 円以内 ※ 70,360 円以内 ※ 22,320 円以内 ※ 22,320 円～105,560 円以内 ※

窓口：広島県健康福祉局 被爆者支援課 ☎082-513-3115

毒ガス障害者相談員を次のとおり設置している。

呉共済病院忠海分院内〔毎週火・木曜日〕 ☎0846-23-2010

3 年金

障害年金（76 頁）は、老齢基礎年金を受給する前に病気やけがで障害の状態になった人を対象としています。そのため、65 歳の誕生日を迎えた人や老齢基礎年金の繰上げ請求をしている人は、原則障害年金を請求することができません。

年金に関する相談は、三原年金事務所（☎0848-63-4111）、もしくは三原市市民課（☎0848-67-6051）にお尋ねください。

4 生活保護制度

詳しくは第 3 章を参照してください（77 頁）。

5 貸付資金

詳しくは第 3 章を参照してください（78 頁）。

第2節 障害や難病がある人の支援

① 障害者手帳の取得

詳しくは第3章を参照してください（84頁）

② 障害福祉サービス申請の流れ

1) 介護保険制度への移行

障害福祉サービスを利用していた人が65歳を迎えた場合、原則として介護保険制度によるサービスの提供が優先されることとなります。制度が移行することで、担当者や使えるサービスの種類が変わるなど、利用されている人にとって大きな生活上の変化となる場合があります。さらに、サービス量を決定するための認定は障害支援区分と要支援・要介護認定では基準が異なるため、これまで利用していたものと同じ頻度や量の支援を受けられない場合もあります。

65歳を迎える約2か月前より、移行に向けた準備が可能です。スムーズに移行できるよう、関係者間での連携を密にする支援が大切です。

2) 例外的に障害福祉サービスを利用できる場合

介護保険の保険給付にはないサービスや、介護保険だけでは対応できないサービスについては、引き続き障害者施策からのサービスが提供可能な場合があります。地方自治体によって基準は異なります。

③ 暮らすところで利用するサービス

障害福祉サービスについては第3章（87頁）を、
介護保険制度によるサービスは第3節を参照してください（187頁）。

④ 出向いて利用するサービス

障害福祉サービスについては第3章（89頁）を、
介護保険制度によるサービスは第3節を参照してください（188頁）。

⑤ 入所して利用するサービス

高齢者であっても、福祉ホームなど（90頁）の入所施設が利用可能です。
介護保険制度によるサービスは第4節を参照してください（197頁）。

⑥ 暮らしを豊かにする用具

詳しくは第3章を参照してください（91頁）。

第3節 日中の活動を支える

① 介護保険制度のしくみ

1) 高齢者サービスのしくみ

高齢者サービスには、高齢者であればだれでも利用できるサービスと、介護保険法による要介護認定を受けていないと利用できないサービスがあります。

介護保険制度の被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の第2号被保険者とに分類されます。第2号被保険者が介護保険サービスを受けるためには、下表の特定疾病（16疾病）に罹患しており、要支援・要介護の状態にあると認定されることが必要です。

表 第2号被保険者に介護保険が適用される特定疾病（16疾病）

①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）	⑨脊柱管狭窄症
②関節リウマチ	⑩早老症
③筋萎縮性側索硬化症	⑪多系統萎縮症
④後縦靭帯骨化症	⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
⑤骨折を伴う骨粗鬆症	⑬脳血管疾患
⑥初老期における認知症	⑭閉塞性動脈硬化症
⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	⑮慢性閉塞性肺疾患
⑧脊髄小脳変性症	⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2) 介護保険サービスを利用するためには

介護保険サービスを利用するためには、市より要支援・要介護認定を受けることから始まります。そのためには、市窓口（三原市高齢者福祉課）へ介護保険証を添えて申請書の提出が必要です。高齢者相談センター（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所などで代行申請してもらうこともできます。

認定結果が出るまでに要する期間は概ね30日以内ですが、サービスの利用に伴う認定の効力は申請日からとなります。認定結果が出るまでの期間に、どのサービスをどのくらい使うか検討します。

要支援・要介護認定により、要支援1・2と判定された方は、「介護予防サービス」を、要介護1～5と認定を受けた方は「介護サービス」を利用することとなります。

窓 口	要支援1・2の人は高齢者相談センター（200頁） 要介護1～5の人は居宅介護支援事業所（201頁）
-----	--

要支援・要介護認定状態とは

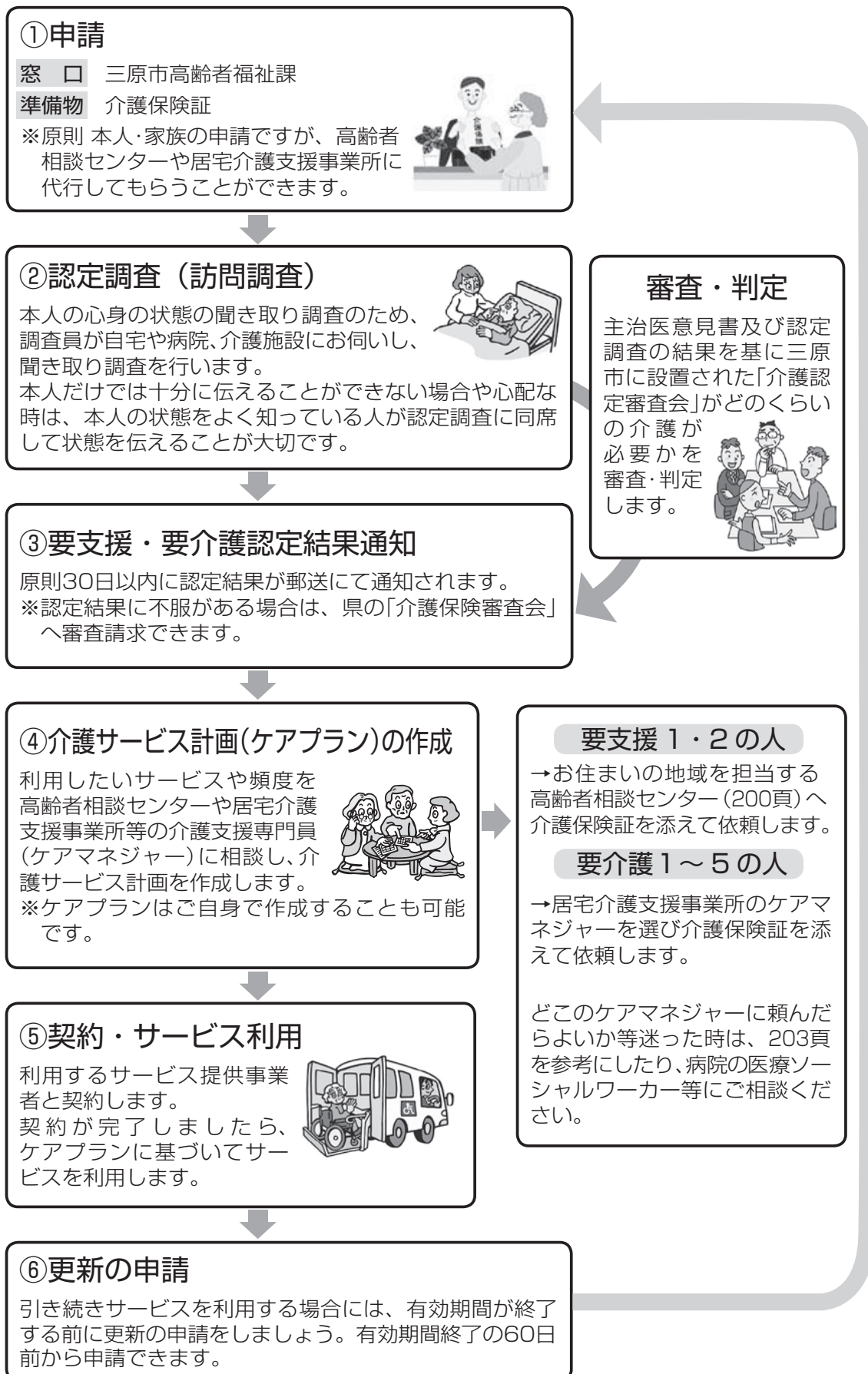
要支援・要介護認定の状態は、表を参考にしてください。要介護の認定は、病状の深刻さや障害者手帳の有無などでは決まりません。認定調査や主治医の診察の際に、日常生活で「できないこと」だけでなく、家族の介助がないとできないことやなんとかできているけど十分ではないこと等を伝えることも大切です。

また、本人だけでは十分に伝えることができない場合や心配な時は、本人の状態をよく知っている人が認定調査に同席して状態を伝えることが大切です。

表 要支援・要介護認定の状態

介護状態区分	心身の状態の例	居宅サービスの利用限度額 (1か月)	自己負担 (1割の場合)
自立・非該当	歩行・起き上がり等の日常生活動作ができ、薬の管理や電話の利用等を自分で行うことができる要支援・要介護認定の状態に当てはまらない人	—	—
要支援 1	基本的な日常生活はほぼ自分で行うことができるが、要介護状態になるのを予防するための手立てが必要な人	50,320 円	5,032 円
要支援 2	日常生活（食事、排泄、入浴、移動等）に一部介助が必要な人	105,310 円	10,531 円
要介護 1	日常生活（食事、排泄、入浴、移動等）に一部介助が必要であり、認知症や思考・感情の障害で介護予防が理解しづらいと思われる状態の人又は、病気やけがによって状態が不安定な人	167,650 円	16,765 円
要介護 2	立ち上がり・歩行などが自力でできないことが多く、排泄や入浴・食事などに一部介助又は全介助が必要な状態の人	197,050 円	19,705 円
要介護 3	立ち上がり・歩行などが自力でできないことが多く、排泄や入浴・食事など生活のどの場面でも一部介助または全介助が必要な状態の人	270,480 円	27,048 円
要介護 4	排泄・入浴・洗顔・つめきり・衣服の着脱などに全面的な介助が必要な状態。意思の疎通ができない場合もある	309,380 円	30,938 円
要介護 5	寝返りもできない状態または認知症で食事・排泄・入浴・移動などすべてに頻回な介助が必要な状態。意思の伝達がほとんど又は全くできない場合が多い	362,170 円	36,217 円

申請からサービス利用までの手順



3) 介護保険サービスの費用

自己負担額は所得に応じて1割・2割・3割です。食費などは別計算になります。被爆者健康手帳を持っている人、難病（特定疾患）の人などは、利用料の減免を受けられます。

4) 高額介護サービス費

同じ月の1日から末日までに利用した介護サービスの自己負担額の合計が上限額を超えたとき、申請により払い戻しがあります。同じ世帯に複数の利用者がいる場合には世帯内での合計額が対象となります。なお、食費、居住費（滞在費）、特別な室料、日用品費のほか住宅改修費、福祉用具購入費は対象になりません。

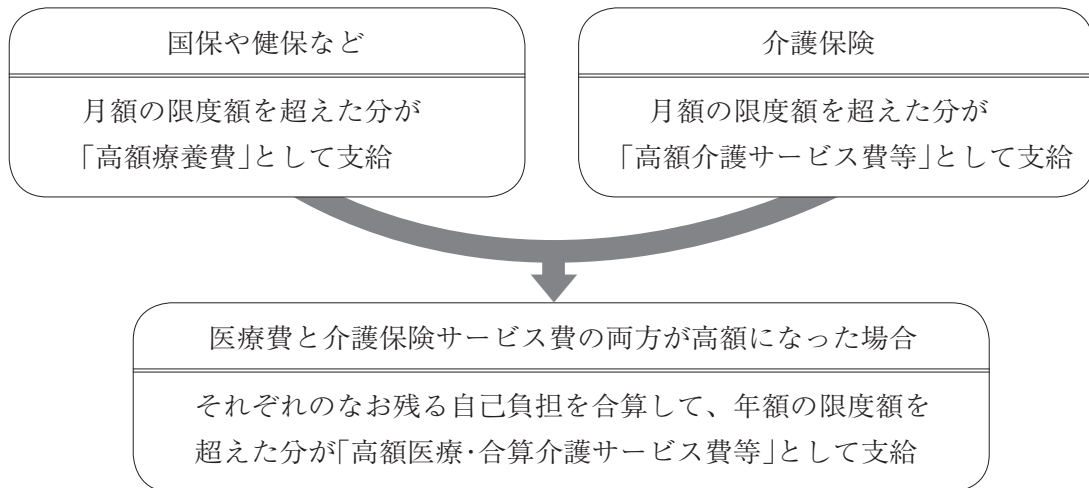
利用できる人	介護サービスを利用している人
利用方法	窓口へ申請書を提出（該当の人に通知をします）
窓口	三原市高齢者福祉課

所得段階	対象者	区分上限額
第1段階	①生活保護の被保護者	①個人 15,000円
	②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	②世帯 15,000円
	③市民税非課税の老齢福祉年金受給者	③世帯 24,600円 個人 15,000円
第2段階	市民税非課税で（公的課税年金収入+その他の合計所得金額）が80万円以下	世帯 24,600円 個人 15,000円
第3段階	市民税世帯非課税 24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯 24,600円
第4段階	市町村民税課税世帯のうち第5段階に該当しない者	世帯 44,400円 （一割負担者のみの世帯は年間上限額が446,400円）
第5段階	課税所得 380万円未満	世帯 44,400円
	課税所得 380万円以上 690万円未満	世帯 93,000円
	課税所得 690万円以上	世帯 140,100円

5) 高額医療・高額介護合算制度（高額医療合算介護サービス費等）

医療保険の「高額療養費（68頁）」と介護保険の「高額介護サービス費（184頁）」の自己負担額を同じ世帯で合計した額が年額で一定額を超えた場合、超えた分が「高額医療・合算介護サービス費等」として払い戻されます。

食費、居住費、差額ベッド代など保険が適用されない実費負担分は対象になりません。また、医療費のみ・介護サービス費のみといった、どちらか一方のみでの利用である場合も対象となりません。



利用できる人	医療と介護サービスの費用負担がある人
利用方法	申請書、被保険者の銀行口座番号がわかるものを用意して申請
窓口	医療保険 保険者（三原市保険医療課、協会けんぽなど）

◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得 〔基礎控除後の 総所得金額等〕	70歳未満の 人がいる世帯	所得区分	70～74歳の 人がいる世帯	後期高齢者医療 制度で医療を受けて いる人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
市町村民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

※毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

6) 食費・居住費（滞在費）の自己負担限度額

介護保険に基づく入所施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用する際に、経済的事情により施設利用が困難とならないよう、申請により自己負担額を軽減することが出来ます。対象は、市民税非課税世帯で、預貯金等が段階等の上限を超えていない場合です。

※世帯分離していても、配偶者が市民税課税者である場合は支給対象外となります。

利用できる人	市民税非課税世帯または生活保護世帯の人
利用方法	窓口へ申請書と預貯金（普通・定期）の通帳のコピー等を提出し、後日郵送される「介護保険負担限度額認定証」を利用施設に提示してください。
窓口	三原市高齢者福祉課

段階	該当者	1日当たりの食費		居住費					
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室		多床室	
						老健・療養型	特養	老健・療養型	特養
第1段階	生活保護を受けている人。老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	300円	300円	820円	490円	490円	320円	0円	0円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税・非課税年金収入の合計が80万円以下の人	390円	600円	820円	490円	490円	420円	370円	370円
第3段階	市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税・非課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	370円
	市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税・非課税年金収入の合計が120万円超の人	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	370円
第4段階	市民税課税世帯の人（基準費用額）	1,445円	1,445円	2,006円	1,668円	1,668円	1,171円	377円	855円

※境界層該当：介護保険料や利用者負担金を支払うと生活保護が必要になる場合、それより低い所得段階にあるとみなし、生活保護の受給を避ける対応をとります。

※基準費用額は、補足給付の基準額として平均的な食費・居住費について国が定めた額です。

※デイサービス、デイケア、グループホーム、小規模多機能型居宅介護の食費と居住費（滞在費）については軽減制度はありません。

② 介護保険に基づく事業

介護給付サービス・介護予防給付サービス

介護が必要となった高齢者が、できる限り住み慣れた自宅で自立した日常生活を送れるように、必要な介護サービスを提供するものです。

（地域密着型サービスは、事業所のある市町の住民のみが利用できます。）

1) 自宅で利用するサービス

生活状況や心身の状態等により、それぞれの専門職が自宅を訪問するサービスです。

サービス名	内 容	利用できる人		
		要支援 1	要支援 2	要介護 1～5
訪問介護（ホームヘルプ） ☎229 頁	訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、身体介護や必要な生活援助を行う	要支援 1・2 の人は 189 ページ参照		○
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車などで訪問し、介護職員、看護職員が入浴サービスを行う	○	○	○
訪問看護※ ☎237 頁	看護師が自宅に訪問し、状態の観察や療養上の世話または必要な診療の補助を行う	○	○	○
訪問リハビリテーション※ ☎241 頁	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が、自宅を訪問して機能回復訓練などを行う	○	○	○
居宅療養管理指導※	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅に訪問して、療養上の管理・指導を行う	○	○	○
小規模多機能型居宅介護 （訪問介護） ☎245 頁	家庭的な小規模の施設で、日帰りで通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり自宅を訪問してもらったりしながら、日常の世話を受けられる。必要なときは、急な泊まりも出来る。（地域密着型サービス）	○	○	○
看護小規模多機能型居宅介護 ☎248 頁	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え必要に応じて看護師などが自宅を訪問して病状の観察や床ずれ予防のためのケアなどを受けられる。（地域密着型サービス）			○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、通報による 24 時間随時対応で利用するサービス。（地域密着型サービス）			○

※医師の指示が必要

2) 施設に通って利用するサービス

施設に通うことで、人と触れ合いながら、心身機能の維持や向上が図られるとともに、介護者の心身の負担軽減にもつながります。

サービス名	内 容	利用できる人		
		要支援 1	要支援 2	要介護 1～5
通所介護 (デイサービス) ☑209 頁	日帰りでデイサービスセンターなどの施設に通い、食事や入浴などの介護、レクリエーションや機能訓練など行う。(地域密着型サービスあり)	要支援 1・2 の人は 189 ページ参照。		○
通所リハビリテーション (デイケア) ☑225 頁	日帰りで、デイケアセンターなどに通い、理学療法士や作業療法士などによる機能回復訓練を行うほか食事や入浴などのサービスを行う	○	○	○
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス) ☑221 頁	デイサービスセンターに日帰りで通い、入浴や食事の介助、機能訓練などを含め、認知症がある人を対象にした専門的なケアが受けられる。(地域密着型サービス)	○	○	○
小規模多機能型居宅介護 (通いサービス)	家庭的な小規模の施設で、日帰りで通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり自宅を訪問してもらったりしながら日常の世話を受けられる。(地域密着型サービス)	○	○	○
看護小規模多機能型居宅介護 (通いサービス)	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え必要に応じて看護師などが自宅を訪問して病状の観察や床ずれ予防のためのケアなどを受けられる。(地域密着型サービス)			○

3) 施設に宿泊するサービス

施設に宿泊することで、人と触れ合いながら心身機能の維持や向上が図られるとともに、介護者の心身の負担軽減にもつながります。

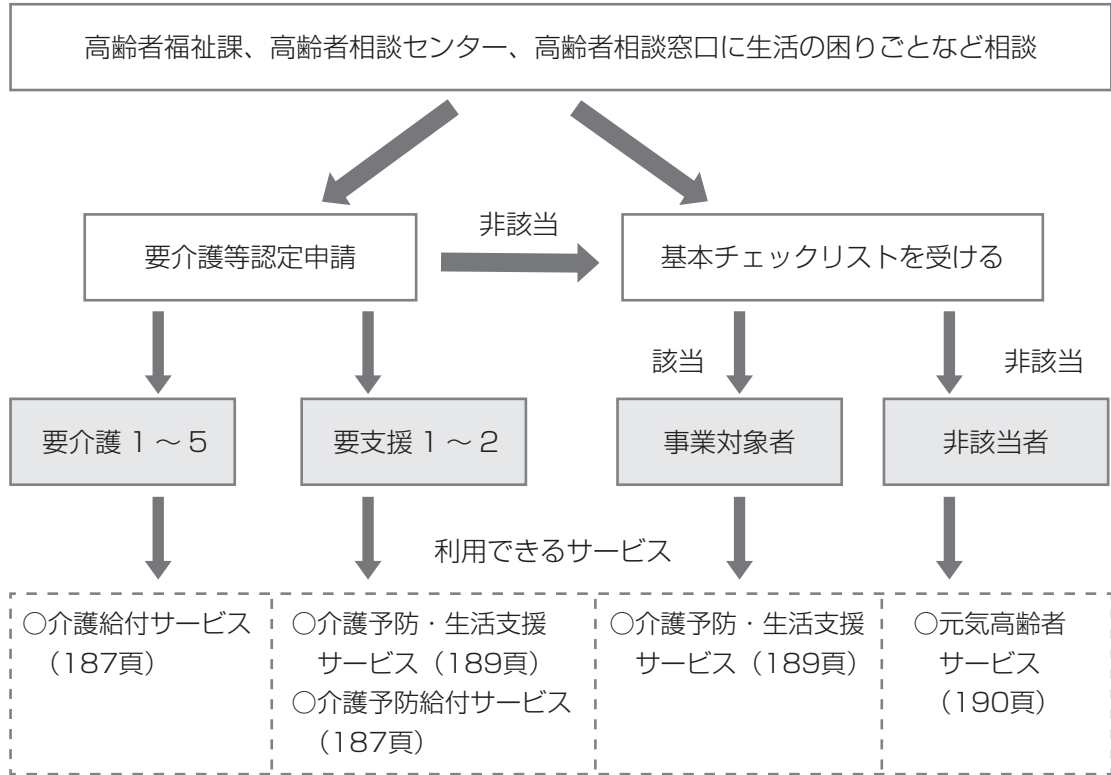
詳細は、各事業所・居宅介護支援事業所等にお問い合わせください。

サービス名	内 容	利用できる人		
		要支援 1	要支援 2	要介護 1～5
短期入所生活介護 (ショートステイ) ☑251 頁	短期間、特別養護老人ホームなどに入所して、介護や日常生活上の世話などのサービスを受けられる	○	○	○
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ) ☑251 頁	短期間、介護老人保健施設などに入所して、日常生活の介護のほか、看護・医療や必要な機能訓練などのサービスを受けられる	○	○	○
特定施設入居者生活介護 ☑265 頁	有料老人ホームなどに入居して、食事や入浴などの介護や日常生活の世話などのサービスを受けられる	○	○	○
小規模多機能型居宅介護 (泊まりサービス)	家庭的な小規模の施設で、日帰りで通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり自宅を訪問してもらったりしながら日常の世話を受けられる	○	○	○
看護小規模多機能型居宅介護 (泊まりサービス)	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え必要に応じて看護師などが自宅を訪問して病状の観察や床ずれ予防のためのケアなどを受けられる			○

③ 一般高齢者を対象とした事業

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の人と事業対象者（基本チェックリストで該当となった方）と認定された人が利用できる「通所型サービス」と「訪問型サービス」、65歳以上の人が必要支援・要介護状態となることを防ぐ介護予防教室などがあります。



1) 介護予防・生活支援サービス

① 自宅で利用するサービス

サービス名	内 容	利用できる人			特記事項
		要支援1	要支援2	事業対象者	
介護予防相当訪問サービス	ホームヘルパーが、身体介護や生活援助を行う (これまでの介護予防サービスと同様のサービス)	○	○		
緩和基準型訪問サービス	市が開催する研修を受けた対象者等が生活援助を行う	○	○	○	
短期集中型訪問サービス	うつなどにより閉じこもりがちな方を対象に、市の保健師または看護師が月に1回程度訪問し生活の助言等を行う	○	○	○	原則上限6か月利用可

②施設に通って利用するサービス

サービス名	内 容	利用できる人			特記事項
		要支援 1	要支援 2	事業 対象者	
介護予防相当通所サービス	通所介護施設で、入浴や食事などの介護や機能訓練等を行う（これまでの介護予防サービスと同様のサービス）	○	○		
緩和基準型通所サービス	通所介護施設等で、機能訓練などを行う。入浴は含まれない	○	○	○	

2) 元気高齢者サービス

要支援・要介護状態にならないように、65歳以上の市民で介護認定を受けていない人に対して、予防事業を行っています。各事業への申込みや問合せ先は、三原市高齢者福祉課です。

サービス名	内 容	費 用
介護予防健康体操教室	介護予防を目的とした体操教室を開催	無料
出前講座	「高齢者の健康づくり」「認知症予防」等のテーマで保健師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士が地域のグループの希望に合わせて講座を行う	無料
介護予防研修会	運動・栄養・口腔の機能向上を図る	無料
いきいき百歳体操	イスに座ってDVDを見ながら行う運動。週1回以上4～5人集まって体操ができるグループにDVDの貸し出しを行う	無料
認知症予防教室	認知症予防に関するプログラムを行う	無料
認知症講演会	認知症の理解を深める講演会を行う	無料

④ 介護保険以外の生活支援サービス

要介護認定で非該当（自立）と認定された人や、介護している同居家族の人は、介護保険以外で行っている次のサービスを受けることができます。

1) ふれあい訪問給食サービス事業

低栄養の人や調理が困難な人に、安否の確認と給食サービスを行います。

内 容	旧三原市：月～土曜のうち5回まで、昼・夕食から1日1食選択 鷺浦町については、火曜・金曜のうち2回まで、1日1食（昼食のみ） 本郷町：月～土曜のうち5回まで、昼・夕食から1日1食選択 久井町：月～土曜のうち5回まで、1日1食（昼食のみ） 大和町：月～土曜のうち5回まで、1日1食（昼食のみ） ※祝日・盆・年末年始は休み
利用できる人	65歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯で、虚弱および疾病等の理由により調理または食材の調達が困難な人
利 用 料	弁当代実費 1食 600円
窓 口	三原市高齢者福祉課、各高齢者相談センター、高齢者相談窓口、担当ケアマネジャー

2) ふれあい安心電話設置事業

ひとり暮らしの高齢者を対象に、日常生活上の不安を軽減するとともに、急病・事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るための装置を設置します。

内 容	緊急時にボタン1つで受信センターにつながる装置を設置する。オペレーターに状況を話せば、救急や家族への連絡を受信センターが行う。話しが出来ない状況であっても、直ちに救急へ連絡し、協力員へ状況確認の依頼を行う。その他、健康相談などもオペレーターと話ができる。また、受信センターが定期的に近況を確認し、機器点検を兼ねたボタンを押す練習なども行っている
利用できる人	65歳以上のひとり暮らし高齢者で、身体が虚弱なため、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある人
窓 口	三原市高齢者福祉課、各高齢者相談センター、高齢者相談窓口
特 記 事 項	申し込みの際に、緊急時の状況確認を依頼する協力員（できるだけ近所の人）が2～3名必要になる。協力員1名に自宅のカギを預ける必要がある

緊急通報装置（AまたはBのどちらか）

A 本体+ペンダント型送信機



B あんしんペンダント



3) 高齢者日常生活用具給付事業

日常生活用具（自動消火器）の給付を行います。

利用できる人	低所得の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者
窓 口	三原市高齢者福祉課、各高齢者相談センター、高齢者相談窓口

4) 家族介護用品支給事業

常時介護を必要とする高齢者を介護している同居家族が介護用品を購入した場合、その費用の一部を支給することで、家族の負担を軽減するとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的としています。市内の契約店で使用できる三原市介護用品購入助成券を交付し、紙おむつ等の購入費用の一部を助成します。

利用できる人	要介護3～5と認定された在宅の高齢者を介護している同居家族 (ただし、要介護者及び介護者が共に市民税非課税世帯に属する場合に限る)
助 成 額	要介護3の方を介護している場合：月額3,000円分 要介護4・5の方を介護している場合：月額6,000円分 助成券に記載された有効期間内に取扱店で使用する
購入可能な品目	紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしりふき
窓 口	三原市高齢者福祉課、各高齢者相談センター、高齢者相談窓口、担当ケアマネジャー

5) お弁当宅配サービス・買い物お届けサービス

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる街づくりのための「食」や日用品の宅配に関する情報を市ホームページで提供しています。

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・お弁当宅配サービス…お弁当を自宅まで配達する ・買い物お届けサービス…日用品や食材などを、代わりに購入し、自宅まで届ける
窓 口	三原市高齢者福祉課、各サービス提供事業者 ※詳しくは市ホームページ＞高齢者福祉課＞生活支援サービスを参照

⑤ おでかけ

1) 敬老優待乗車証

市域内を運行するすべての乗り合い路線バスで利用できる優待乗車証を交付します。

※高速バス、空港行きリムジンバスは利用できません。

利用できる人	三原市に居住している70歳以上の高齢者
窓口	三原市高齢者福祉課、各支所地域振興課、各高齢者相談センター、高齢者相談窓口
特記事項	1回の乗車につき100円を支払う（敬老優待乗車証を提示） ※市外へ乗り継いだ場合は、市境の停留所から目的地まで別途運賃がかかる

2) 介護タクシー

介護タクシーとは、ヘルパー等の資格を有するドライバーによる介助を受けながら、車いすやストレッチャーのまま乗降できるタクシーです。

詳しくは第3章（103頁）を参照してください。

⑥ 認知症に係る事業

1) 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、適切な対応を学ぶことで、知症の人や家族をあたたかく見守る応援者になる人を養成する講座です。

利用できる人	10人以上の団体
窓口	高齢者福祉課 ☎0848-67-6055
費用	無料

2) 認知症簡易チェックサイト

インターネット上で物忘れ等認知症の可能性のある症状を簡単にチェックするものです。

利用できる人	高齢者本人、家族・介護者
窓口	高齢者福祉課 ☎0848-67-6055
費用	無料。ただし、インターネット通信料は自己負担



認知症簡易
チェックサイト

3) 認知症地域支援推進員

認知症（若年性認知症を含む）の医療や介護に対する経験を有した専門員が相談にも応じながら、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ支援をします。

窓	口	各高齢者相談センター（200頁）
---	---	------------------

4) オレンジドクター

もの忘れ・認知症の相談が可能である医師として、広島県が認定した医師です。オレンジドクターのいる医療機関にはプレートが院内等に掲示されており、市ホームページを經由して県ホームページ内のオレンジドクター名簿がダウンロード可能です。本書発行時の名簿はこちら（6頁）。

窓	口	高齢者福祉課 ☎0848-67-6055
---	---	----------------------

5) 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

在宅の認知症高齢者をやすらぎ支援員が訪問し、見守りや話し相手などをして介護している家族を支援します。

利用できる人	認知症の人を介護している家族	
窓	口	各高齢者相談センター（200頁） 高齢者福祉課 ☎0848-67-6055 三原市社会福祉協議会（289頁）
費用	1時間あたり100円（1回2時間 月10時間が限度）	

6) 認知症カフェ

認知症の人（若年性認知症の人を含む）とその家族及び地域の人が気軽に参加し、お茶を飲みながら「ホッ」とする空間で仲間作りをしながら、楽しい時間を過ごせる場です。

利用できる人	認知症の方やその家族、地域の方だけでも	
窓	口	各高齢者相談センター（200頁） 高齢者福祉課 ☎0848-67-6055
費用	会場ごとに異なるため要問合せ	

7) 認知症高齢者等ひとり歩きSOS事業

認知症により行方不明になった方について、ご家族等から同意が得られた特徴等の情報を、事前に登録いただいている方にメールで配信します。（住所氏名等の個人情報は含みません。）

利用できる人	市の防災メールのうち「認知症高齢者ひとり歩きSOS」に登録している人	
窓	口	高齢者福祉課 ☎0848-67-6055
費用	無料	



三原市メール
配信システム

8) 認知症高齢者等GPS機器購入費等助成事業

認知症高齢者が利用するGPS機器やその付属品の購入又はレンタルにかかる初期費用を助成します。

利用できる人	在宅で生活する市民のうち、認知症状のため外出時行方不明になるおそれのある高齢者等の家族等（成年後見人を含む） ※施設に入所している人、入院している人は対象外
窓口	高齢者福祉課 ☎0848-67-6055
助成費用	上限1万円

9) 認知症高齢者等事前登録制度

ひとり歩きにより事故にあう可能性のある認知症高齢者等の情報を市に登録し、担当圏域の地域包括支援センターと共有して見守り等に活用する制度です。

※事前登録者のうち、希望する方は、個人賠償責任保険に加入可。

利用できる人	一定の条件に当てはまる方
窓口	高齢者福祉課 ☎0848-67-6055
費用	無料

コラム

認知症になっても安心して外出できる街へ

年々認知症高齢者の行方不明者数が増加しています。

三原市では、令和3年9月～行方不明になる心配がある本人・家族が今後に備えて事前に、本人の特徴や連絡先・写真等を登録しておき、普段から個別の見守り体制や事故の未然防止・早期発見を図っています。

また、数年前に県外で認知症高齢者が踏切で事故を起こし、介護者に対しての高額な賠償責任を負わされる事件がありました。

登録制度と同じく市が契約者となり個人賠償責任保険に加入し、経済的負担を軽くしてくれる事業も出来ています。保険加入にかかる本人費用負担も0円です。

認知症になっても安心して外出し、我が家に戻る街になるといいですね。

（認知症地域支援推進員）

高齢者ドライバーの運転免許証返納について考えてみよう

みなさんは、運転免許証の自主返納について考えたことがありますか？
令和元年以降運転免許証を保有されている方は8000万人を超え、そのうち約14%が70歳以上の高齢者ドライバーと内閣府が発表しています。また、高齢者ドライバーによる死亡事故は後を絶たず、年間600件前後の方が死亡事故により命を落とされています。

年齢を重ねるごとに運動能力・判断力は低下していきませんが、本人では気づきにくく、周りの方から指摘されて初めて自覚される方も多いのではないのでしょうか。

令和3年度に免許を返納された方は約50万人、主に東京や大阪、神奈川県など公共交通機関が十分に整備されている都市圏ほど、返納率が高い傾向にあります。

私たちが住む三原は、決して公共交通機関が十分整備されている地域ではないと思います。

そこで、三原市が実施している運転免許証を自主返納すると受けられる特典について調べてみると、以下のような特典を受けることができるとわかりました。

ぜひ、この機会に運転免許証の自主返納について家族と話し合ってみましょう。

<運転免許証自主返納による三原市で受けられる特典>

1. 運転経歴証明書の交付（身分証明書としても使用可能）
2. タクシー運賃1割引（市内で運行する指定タクシー事業者）
3. イオン三原の購入商品自宅配送サービス「即日便」の割引 ※条件あり
4. 市内の一部店舗での、靴、眼鏡、電動車椅子、クリーニング店で特典が受けられる

<自主返納に関する問い合わせ先 平日8:30~17:00>

- ・広島県運転免許センター・広島県東部運転免許センター TEL082-228-0110
- ・三原市警察署交通課 TEL0848-67-0110

参考 URL :

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/119609.pdf>
（三原市「運転免許証自主返納のすすめ」）

https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r02kou_haku/zenbun/genkyo/feature/feature_01_3.html

（内閣府 令和元年度 交通事故の状況及び交通安全施策の現況）

第4節 暮らす場所を考える

高齢者世帯や独居高齢者が増加する中、自宅で暮らすことに不安がある高齢者は増加しています。こうした方々のニーズの増加に伴い、介護保険による施設利用に代表されるように、地域にはさまざまな暮らしを支える生活場所が用意されています。

利用者の身体・社会的状況を正しく理解し、利用者のニーズに合致した施設などを利用することが大切です。

1) 地域密着型サービス

自宅での生活が難しい場合に利用できる介護保険制度に基づく施設です。原則として、事業所のある市町の住民のみが利用できます。

サービス名	内 容	利用できる人		
		要支援 1	要支援 2	要介護 1～5
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ☞257 頁	認知症のある人が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で日常生活の世話や機能訓練を行える		○	○
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ☞269 頁	定員 29 人以下の特別養護老人ホーム。明るく家庭的な雰囲気と地域や家庭との結び付きを重視している			○ ※

2) 施設に入所するサービス

自宅での生活が難しい場合に利用できる介護保険制度に基づく施設です。入所申し込みは利用者や家族が直接事業所と契約します。

サービス名	内 容	利用できる人		
		要支援 1	要支援 2	要介護 1～5
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ☞269 頁	常に介護が必要で、自宅での介護が難しい人が、日常生活などの介助などを受けられる			○ ※
介護老人保健施設 ☞261 頁	症状が安定し、リハビリテーションに重点を置いたケアを必要とする人が入所して、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などを受けられる			○
介護療養型医療施設 ☞273 頁	症状が安定し、長期間の療養が必要な人が入所して、医療や看護を受けられる			○
介護医療院 ☞273 頁	症状安定し、長期間の療養が必要な人が入所して、医療や看護、機能訓練などを受けられる。生活機能を重視するとともに、看取りやターミナルケアにも対応している。			○

※原則、特別養護老人ホーム(特養)への入所は要介護3以上の認定を受けた方となります。

3) その他の住まい

特定施設入居者生活介護（265 頁）やその他在宅介護サービスを利用しながら生活する施設です。入居にあたり、要支援・要介護認定は必要条件ではありません。

サービス名	内 容
サービス付高齢者向け住宅 ☎277 頁	安否確認や生活相談サービスを利用し安心して暮らせる
有料老人ホーム ☎277 頁	入浴・排泄・食事等の介護や洗濯・掃除等の家事、健康管理を行う
ケアハウス	自立した生活を営むことが不安で、家族の援助が難しい 60 歳以上の人に、食事の提供等生活上の便宜を図る
養護老人ホーム	環境上および経済的理由などで在宅での生活が困難な人を対象に、食事や入浴などの介護や日常の世話などを行う施設。 三原市高齢者福祉課が窓口
シルバーハウジング	バリアフリー仕様で、60 歳以上の人々が自立した生活を送れるよう生活援助員が見守りをする公的賃貸住宅

コラム

施設の入所費用は施設種類やご本人の要介護度、経済状況などによって異なります。大雑把な目安については、こちらをご覧ください。



施設費用について
(外部サイト)



4) 住まいの環境を整えるサービス

介護が必要になっても、福祉用具の利用や住宅改修をすることにより、日常生活の動作がしやすくなるなど、自立度を高めることができます。

サービス名	内 容	利用できる人			特記事項
		要支援 1～2 と 要介護 1	要介護 2～5	要介護 4～5	
福祉用具貸与	車いす・車いす付属品（クッション・パッド・テーブルなど）・特殊寝台・特殊寝台付属品（サイドテーブル等）・床ずれ防止用具（エアマット）・体位変換機（空気パッドで体位を変える）	※1	○		ケアマネ等に相談
	手すり（取り付け工事不要）・スロープ（取り付け工事不要）・歩行器・歩行補助つえ	○	○		
	認知症徘徊感知機器・移動用リフト（つり具を除く）	※1	○		
	自動排泄処理装置	※2	※2	○	
福祉用具購入費の支給	①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部分 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分	○	○		指定販売事業所での購入、ケアマネ等に相談
住宅改修費の支給	①手すりの取り付け ②段差の解消 ③すべり防止・移動の円滑化のための床材・通路面の材料の変更 ④引き戸などへ扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥1～5の改修に付帯して必要となる住宅改修	○	○		市の事前審査が必要 事前にケアマネ等に相談

※1 種目ごとに必要性を認められる一定の人については保険給付の対象となる

※2 尿のみを自動的に吸引する機能のものは給付の対象となる



第5節 相談窓口・権利を守る

① 高齢者相談センター（地域包括支援センター）

高齢者やその家族の総合相談窓口です。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが配置され、次のような相談業務を行っています。

- ① 生活、介護などの総合相談
- ② 介護予防サービスの利用に関する相談
- ③ 高齢者虐待や権利擁護、金銭トラブルもしくは消費者被害などの相談
- ④ 福祉、介護、医療など関係機関との連携、ケアマネジャーへの助言

このほかにも、介護予防教室（転倒予防教室など）や地域住民への啓発活動（介護予防、認知症に関する勉強会や見守り活動に関すること、住民による共助のための地域ネットワークづくりなど）を行っています。

高齢者相談センター・高齢者相談窓口一覧

住んでいる地域	担当高齢者相談センター
東町・館町・本町・港町・西町・宮沖・円一町・中之町・中之町南・駒ヶ原町・深町	高齢者相談センター どりいむ 事業所番号：3400900050 中之町 6-31-1 （三原病院内 1階） ☎0848-61-4410 FAX 0848-61-4420
旭町・古浜・城町・糸崎・糸崎南・木原・鉢ヶ峰町・奥野山町・須波・須波西・須波ハイツ・幸崎能地・幸崎久和喜・幸崎渡瀬・鷺浦町	高齢者相談センター 三恵苑 事業所番号：3400900035 城町 3-7-1 （介護老人保健施設 三恵苑内 1階） ☎0848-63-6775 FAX 0848-63-1715
	高齢者相談窓口 すなみ荘 須波ハイツ 2-26-27 ☎0848-69-3269
宮浦・皆実・西宮・西野・頼兼・明神・田野浦町・田野浦・青葉台・登町・沖浦町・宗郷・和田・貝野町	高齢者相談センター 三原市医師会 事業所番号：3400900043 宮浦 1-15-16 （三原市医師会病院 西館内 2階） ☎0848-63-7100 FAX 0848-63-7104
小坂町・長谷・沼田・新倉・沼田東町・小泉町・沼田西町・高坂町・本郷町・本郷南・本郷北・下北方・南方	高齢者相談センター 大空 事業所番号：3400900027 本郷町下北方 1-6-5 （本郷中央病院 北東側） ☎0848-86-2450 FAX 0848-86-2485
	高齢者相談窓口 三原慶雲寮 小坂町 1550 番地 ☎0848-66-2100
八幡町・久井町（全域）・大和町（全域）	高齢者相談センター はーもにー 事業所番号：3400900019 久井町和草 1906-1 （三原市久井保健福祉センター内） ☎0847-32-5007 FAX 0847-32-5017
	高齢者相談窓口 だいわ 大和町和木 1538-1 （大和保健福祉センター内） ☎0847-34-1214

② 居宅介護支援事業所

203 頁

介護支援専門員（ケアマネジャー）がいる事業所です。要介護認定の申請代行や介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業所との連絡調整を行います。

利用できる人	要介護1～5の認定を受けている人
費用	自己負担はなし
窓口	利用者等が電話等で直接、事業所に申し込む。居宅介護支援事業所のケアマネジャーが自宅等を訪問し、相談に応じる

③ 高齢者虐待を発見したとき

身のまわりの世話をしている家族や、介護施設等のスタッフから虐待を受けている高齢者を発見したとき、またはその疑いがあるとき、気付いた人は関連機関に通報する義務があります。

内 容	65歳以上の高齢者に対し、以下の行為をすることを高齢者虐待と定義し、禁止している	
虐 待 の 種 類	身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
	放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、または性的虐待の放置等、養護を著しく怠ること
	心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
	性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること
	経済的虐待	養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること
窓 口	三原市高齢者福祉課 ☎0848-67-6055 高齢者相談センター どりいむ ☎0848-61-4410 高齢者相談センター 三恵苑 ☎0848-63-6775 高齢者相談センター 三原市医師会 ☎0848-63-7100 高齢者相談センター 大空 ☎0848-86-2450 高齢者相談センター はーもにー ☎0847-32-5007	
コ メ ン ト	結果的に虐待ではなかったとしても、通報したことで罰せられることはなく、誰が通報したのかも守秘義務によって守られます。なお、この場合の通報義務は守秘義務に優先します。 生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあるときは、市は高齢者を一時保護したり立入調査を行うことができます。一時保護や立入調査を行う際に、必要があると認められる場合には警察に援助を求めることができます。	
根 拠 法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）	

④ 福祉サービス利用援助事業「かけはし」

詳しくは第3章を参照してください (113 頁)。

⑤ 成年後見制度の利用

詳しくは第3章を参照してください (113 頁)。

4

高齢者（65歳以上）の支援

